

概 要

1 本書の構成

総覧表

- (1) 本表には、当年の報告結果を事件別、受理、既済及び未済の別に裁判所ごとに一覧できるよう総人員を掲げるとともに、各事件の諸表を収録した。
- (2) 本表は、特に断りのない限り、月報、年表による集計結果である。なお、事件票（一般保護事件）による数値は、細別表（2）のアからエまでに掲げる既済事件を除いたものである。

細別表

- (1) 本表には、既済事件の集計結果を、主として事件の種類ごとに手続、実体両面にわたる内容について掲げた。
- (2) 本表にいう一般保護事件は、次のアからエに掲げる事件を除き、一般保護事件で既済になったものである。
 - ア 簡易送致事件
 - イ 本件非行が「車両運転による業務上（重）過失致死傷」の事件
 - ウ 移送・回付で終局した事件
 - エ 併合審理され、事件票の作成を要しないもの（従たる事件）
- (3) 本表にいう成人刑事事件は、併合審理され、事件票の作成を要しないものを除き、成人刑事事件で既済になったものである。
- (4) 本表は、事件票による集計結果である。

2 本書利用上の注意

- (1) 年次について断りのない表は、すべて平成12年に関するものである。
- (2) 各表の数値は、総務局編さんの次の資料による。
昭和24、25年は各年「民事・刑事・家庭事件一覧表」
昭和30、35、40、50、54年～平成11年は各年「司法統計年報4少年編」
- (3) 統計表の数値は、すべて人員である。
- (4) 本表中、少年保護事件とは、一般保護事件と道路交通保護事件である。道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件である。
- (5) 累年表のうち、その年の新受人員に前年の未済人員を加えたものからその年の既済人員を差し引いたものが、その年の未済人員と符合しない箇所があるのは、前年の年報刊行後に数字の異同があったためである。また、各表の数字は、平成13年6月現在で司法統計年報としてとりまとめた数字であり、刊行後、数字に異同訂正が生じることがある。

2 概要

(6) 家庭裁判所支部取扱事務の範囲の変更

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条の規定に基づき、前橋家庭裁判所桐生支部の少年事件に関する事務は、平成12年4月1日から前橋家庭裁判所太田支部が取り扱うことに変更された。

(7) 本書に使用した略語・符号

法

少年法

終局総人員

全人員（延べ人員）で全事件数と同数

終局人員

終局総人員から次のものを除いた集計表である。

- ┌ 検察官送致（年齢超過によるもの）
- ├ 不処分，審判不開始（非行無し，所在不明等及びその他の事由によるもの）
- └ 移送・回付及び従たる事件

終局総人員（事件票）

終局総人員から次のものを除いた集計表である。

- ┌ 簡易送致事件
- ├ 車両運転による業務上（重）過失致死傷事件
- ├ 移送・回付事件
- └ 併合審理され，事件票の作成を要しないもの（従たる事件）

終局人員（事件票）

終局総人員（事件票）から次のものを除いた集計表である。

- ┌ 検察官送致（年齢超過によるもの）
- ├ 不処分，審判不開始（非行無し，所在不明等及びその他の事由によるもの）
- 該当数字のない（0人）場合
- ... 不詳，表示省略又は調査対象外の場合